

## 愛知県立大学教室等利用規程

### (趣 旨)

第1条 愛知県立大学(以下「大学」という。)の教室等についての正規の授業時間以外の利用は、本規程の定めるところによる。

### (管理運営責任者等)

第2条 教室等の管理運営責任者は、学長とする。

- 2 学長は、教室等の管理を入試・学生支援センター長(以下「センター長」という。)に委任する。
- 3 センター長は守山キャンパスの教室等の管理を看護学部選考の入試・学生支援センター副センター長(以下「副センター長」という。)に委任する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、情報端末室については、情報ネットワーク委員会に管理を委任する。
- 5 センター長及び副センター長は利用の許可を与えることができる
- 6 教室等の利用に関する事務は、それぞれ長久手・守山両キャンパスの学務課において処理する。ただし、キャンパスが異なる教室等の利用の申し出にあっては、申し出を受けた学務課が当該キャンパスの学務課に事務処理を委任する。

### (教室等)

第3条 この規程において利用できる教室等とは、別表1に掲げる施設をいう。

### (利用者の範囲)

第4条 教室等を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学生及び教職員
- (2) その他センター長又は副センター長が適当と認めた者

### (利用の範囲)

第5条 教室等を利用することができるのは、下記のいずれかの場合とする。

- (1) 学術振興に寄与する集会等の活動で本学教員が主催者あるいは、それに準ずるもの
- (2) 本学学生の自治・自主活動で大学設置の趣旨に反しないもの
- (3) 本学教職員の福利厚生のための活動
- (4) その他センター長又は副センター長が適当と認めたもの

### (利用時間)

第6条 教室等を利用できる時間は、別表2のとおりとする。

- 2 年末年始(12月28日から1月4日まで)は、利用できないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、センター長又は副センター長が認めた場合は、この限りではない。

### (利用の許可)

第7条 教室等を利用するときは、次の区分により教室等利用届(別記様式1)をセンター長又は副センター長に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 月曜日から金曜日までは、原則として利用日の前日までに届け出る。

(2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する  
休日は、休業日の前日までに届け出る。

2 センター長又は副センター長は、教室等の利用を許可したときは、当該申請者に教室等利用  
届の写しを交付する。

3 センター長又は副センター長は、管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付すこと  
ができる。

(利用者の義務)

第 8 条 前条により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、教室等の利用に際しては、セ  
ンター長又は副センター長の指示に従わなければならない。

2 利用者は、利用を終了または中止したときは、速やかに利用した教室等を原状に復さなけれ  
ばならない。

(許可の取り消し及び利用の中止)

第 9 条 センター長又は副センター長は、利用者が指示に従わない場合は、許可を取り消すこと、  
又は利用を中止させることができる。

(利用の変更・取り消しの許可)

第 10 条 利用者は、教室等の利用を変更又は取り消しをしようとするときは、教室等利用変更・  
取消届（別記様式 2）を速やかにセンター長又は副センター長に提出し、許可を受けなければ  
ならない。

(損害賠償)

第 11 条 教室等を利用する者は、故意又は過失により施設、設備及び備品などを破損又は滅失  
したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑 則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、教室等施設の利用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1

キャンパス	棟区分	施設名
長久手 キャンパス	講義棟	小講義室、中講義室、大講義室、特大講義室、AV教室、LL教室、演習室
	特別講義棟	特大講義室
	日本文化・教育福祉共用学部棟	語学用講義室、LL教室、大学院演習室
	外国語学部棟	大学院実習室
	情報科学部棟	コンピュータ演習室、ハードウェア演習室、実験室
	実験実習棟	美術絵画室、彫塑工芸室、総合演技室、音楽室、器楽練習室
守山 キャンパス	講義棟	小講義室、中講義室、大講義室、実習室、演習室、認定講義室

別表 2

	利用の範囲		月曜日～金曜日		土・日曜日、祝日	
	利用の範囲		9:00～21:00		9:00～21:00	
	利用届出書の提出		要		要	
	授業時間外の開閉		開		閉	
長久手 キャンパス	講義棟	小講義室 中講義室 大講義室 特大講義室 AV教室 LL教室 演習室	小講義室 中講義室 大講義室 特大講義室 AV教室 LL教室 演習室		小講義室 中講義室 大講義室 特大講義室 AV教室 LL教室 演習室	
	講義別棟	特大講義室	特大講義室		特大講義室	
	育日福祉文化・棟	語学用講義室 LL教室 大学院演習室	語学用講義室 LL教室 大学院演習室		語学用講義室 LL教室 大学院演習室	
	学外部国棟語	大学院実習室	大学院実習室		大学院実習室	
	学情部棟科	コンピュータ演習室 ハードウェア演習室	コンピュータ演習室 ハードウェア演習室		コンピュータ演習室 ハードウェア演習室	
	実験・実習棟	美術絵画室 彫塑工芸室 総合演技室 音楽室 器楽練習室		美術絵画室 彫塑工芸室 総合演技室 音楽室 器楽練習室		
	守山 キャンパス	講義棟	小講義室 中講義室 大講義室 実習室 演習室 認定講義室	小講義室 中講義室 大講義室 実習室 演習室 認定講義室		小講義室 中講義室 大講義室 実習室 演習室 認定講義室

## 教室等利用届

愛知県立大学入試・学生支援センター長 殿

年 月 日

団体名

申請者名

学籍番号

連絡先

下記のとおり教室等を利用したいので申請します。

## 記

利用目的					
利用日時 利用教室 利用人数	月・日(曜)	利用時間	教室名	利用人数	備考
	・ ( )	: ~ :			
	・ ( )	: ~ :			
	・ ( )	: ~ :			
持ち込み 物品	教室内に持ち込む機器や道具を記入すること				
教室機器 利用物品	教室機器の利用があればすべて記入すること。				

- 課外活動に伴う教室等の利用ルールを読み、理解しました。
- 教室の利用にあたり、喫煙、飲食、火気の使用、物品の販売や勧誘、営利を目的とする活動、公序良俗に反する行為、その他周辺教室への迷惑となる行為をしません。
- 講義室の利用にあたり、楽器の演奏など大きな音を出す行為をしません。  
(F棟利用の場合は当てはまりません)

教室等利用届の写しの交付をもって利用承認となりますので、  
利用期間終了まで大切に保管して下さい。

(愛知県立大学教室等利用規程第7条第2項)

学務課使用欄	F棟利用の場合 申請前に担当教員 の押印が必要
	承認欄

## 教室等利用変更・取消届

年 月 日

愛知県立大学学生支援センター長 殿

団体名	
申請者名	
学籍番号	
連絡先	TEL

下記のとおり教室等を利用を変更・取り消したいので申請します。

## 変更・取り消し前

利用目的			
利用日時			
利用希望教室		予定人員	名
利用機器			
学務課受付			

## 変更・取り消し後

利用目的			
利用日時			
利用希望教室		予定人員	名
利用機器			
学務課受付			

整理番号